

給付請求のオンライン手続き導入に関する詳細情報のご案内【改訂版】

福祉はぐくみ企業年金基金

先般お知らせ致しましたとおり、当基金では2025年より、資格喪失者様の給付請求において、従来の書面郵送による手続きに加え、スマートフォンなどを利用したオンライン手続きが可能となるシステムを導入する運びとなりました。つきましては、詳細情報を以下のとおりご案内申し上げます。

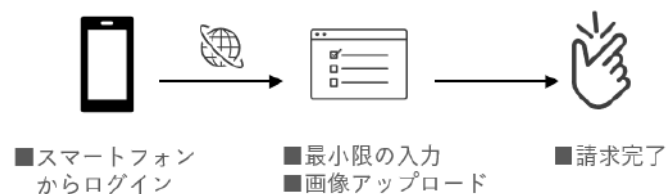
▼背景

当基金では現在、加入者数が8万人を超えております。また、退職等により資格を喪失された方は2万人を超え、多くの方が脱退一時金受取等の手続きをされております。しかし一部、脱退一時金の受給権があるにもかかわらず給付請求をされていないケースも見受けられ、その要因のひとつとして給付請求書類の記入がご負担になっていることが考えられます。

そこで当基金では、資格喪失者様のご負担を軽減し、受給権をより確実にお守りするため、このたび新たにオンライン手続きを導入する運びとなりました。

▼オンライン手続きとは

スマートフォンなどから給付請求サイトにログインすると、当基金に登録済みの情報があらかじめ表示され、ご本人が必要最小限の入力および画像アップロード等で給付請求ができる手続きです。



▼オンライン手続きの対象となる請求項目

一部を除き、書類郵送と同じ請求手続きが可能です。

対象	対象外 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金受取 ※1 ・繰下げ ・移換 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族給付 (死亡により資格を喪失された場合 等) ・未支給給付 (資格喪失後、給付を受ける前に死亡された場合 等) ・繰下げを終了して脱退一時金受取を希望する場合

※1 休業退職時に繰下げをし、その後繰下げを終了して脱退一時金受取を希望する場合は対象外

※2 「企業年金連合会への移換」以外の移換申出は、オンライン手続きに加え、別途「移換申出書」(書面)を郵送いただく必要があります。

※3 従来通り、基金事務局へご連絡ください。状況に応じた必要書類をご案内申し上げます。

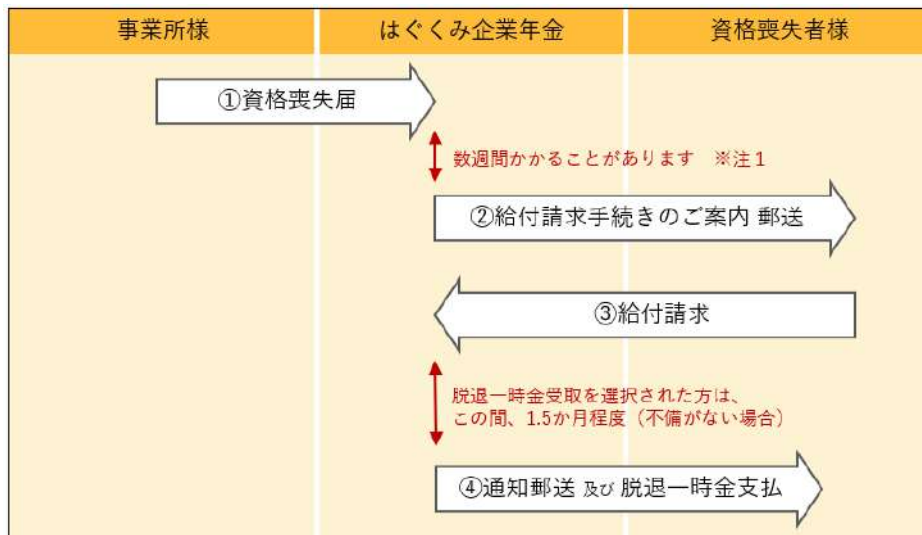
▼オンライン手続き導入スケジュール

	▼	▼	▼	▼	
	事務締切日	事務締切日	*1月17日(金)*	事務締切日	事務締切日
	12月	1月	2月	3月	…
事業所様 資格喪失届提出時期	1月17日（金）まで		1月18日（土）以後		
資格喪失者様 給付請求手続き方法	書面郵送手続きのみ（従来通り）		オンライン手続きまたは書面郵送手続き		

▽1月17日（金）まで（1月事務締切日まで）に「資格喪失届」を提出した分
 ⇒資格喪失者様は従来通り、書面郵送手続きとなります。オンライン手続き対象外です。

▽1月18日（土）以後（1月事務締切日後）に「資格喪失届」を提出した分
 ⇒資格喪失者様は従来の書面郵送手続きに加え、オンライン手続きが可能となります。

▼オンライン手続き導入後の給付請求の流れ



※注1 「資格喪失日」または「資格喪失届の届出日」のいずれか遅い方から数週間程度

▽事業所様でご対応いただくこと

表① 資格喪失届を、所定の期日までにご提出ください。
 その際、資格喪失者様へ「今後の流れ」に関するお知らせ資料をお渡しく下さい。【別添】

▽資格喪失者様でご対応いただくこと

表② 基金事務局より郵送する、給付請求手続きに関するご案内*をお待ちください。
 なお、ご案内が到着する前に書面郵送手続きを行うことも可能です。（次ページ Q3.参照）
 表③ オンライン手続きまたは書面郵送手続きにてお早めにご請求ください。
 表④ （脱退一時金受取を請求された方のみ）入金日に入金金額をご確認ください。

*表②給付請求手続きに関するご案内について

- ・事業所様から提出された「資格喪失届」に記載のご住所へ郵送致します。
- ・発送は、資格喪失日を経過し、かつ、事業所様より「資格喪失届」が基金事務局に到着した時点より数週間かかることがあります。

▼オンライン手続に関する FAQ

Q1:事業所では休業退職時の繰下げ者をどのように把握できますか。

A1:毎月電子連携サービスより配信している「加入者一覧表」csv ファイルよりお調べいただけます。

操作方法は下記の通りです。

- ・ csv ファイルを開き、フィルタを設定します。
- ・ 1 行目 BB 列の項目「繰下げ申出」より、「一時金繰下げ」にチェックを入れ、データを絞ります。これにより、繰下げ者の確認が可能です。

Q2:基金事務局から資格喪失者に郵送する給付請求手続きに関するご案内には、従来の給付請求書類が同封されますか。

A2:いいえ、同封されません。

オンライン手続のための URL 及び二次元コードと、書面郵送手続方法のご案内のみとなります。

書面郵送手続をご希望の場合は、当基金ホームページよりご自身で印刷いただくか、基金事務局へ書類取り寄せのご依頼をいただく必要がございます。

Q3: 資格喪失者は、基金事務局より給付請求手続きに関するご案内が届くまで給付請求ができないのですか。

A3:いいえ、案内が届く前でも給付請求は可能です。

お急ぎの場合は基金ホームページより給付請求書類を印刷の上、基金事務局までご郵送ください。

ただし、資格喪失日以後のご提出に限ります。

※資格喪失日…退職日の翌日／休業退職を開始した日／厚生年金非適用となった日 等

なお、脱退一時金のお支払い目安は下記手続き開始要件を満たした後約 1.5 か月後です。これは、請求方法（オンライン・書面郵送）を問わず、同じ条件となります。

手続き開始要件： ①を満たし、かつ②・③がすべて正しく揃うこと

【①資格喪失日を経過 ②事業所様からの資格喪失届 ③資格喪失者様からの給付請求】

以上

給付ご請求の今後の流れ

退職/休業・休職等により資格喪失される皆さまへ

これまで、はぐくみ企業年金にご加入いただきありがとうございました。
 今後のお手続きにつきましては、**下記のいずれかの方法**で給付のご請求をお願いします。

📱 手続き方法 1 オンライン



Point

スマートフォン等から、書類コピーや郵送の手間を省いて請求できる
 ※はぐくみ企業年金からの案内書面の到着後に請求可能

STEP 1 後日、はぐくみ企業年金からの「給付請求手続きのご案内」書面（右図参照）が郵送にて到着したら、記載の認証コードで専用サイトにログインし、オンライン請求を行う。
 ※上記の書面到着までは、事業所さまからの資格喪失届の申請後、**数週間**かかります。

STEP 2 （脱退一時金受取を選択した場合）指定口座への振込を確認する。
 ※振込までは請求から**1.5ヶ月程度**かかります。
 （書類に不備があった場合、不備解消から1.5か月程度となります。詳細は下部参照）
 振込額や振込日は振込直前に基金から送付するご案内書面でご確認ください。

📄 手続き方法 2 書面郵送

Point

資格喪失日以後、「給付請求手続きのご案内」の到着を待たずに請求ができる
 ※各種書類のコピーのご用意、郵送での書類送付が必要

STEP 1 給付請求書類を以下の基金HPよりダウンロードして必要事項を記入し、はぐくみ企業年金宛に郵送する。
 該当ページURL：<https://hagukumikikin.jp/teisyutusyorui/>

給付請求書類
ダウンロードは
こちら



⚠️ 別途はぐくみ企業年金より「請求手続きのご案内」書面が届きます。
 書面郵送でお手続き済の場合は、もう一度お手続きする必要はありませんのでご注意ください。

STEP 2 （脱退一時金受取を選択した場合）指定口座への振込を確認する。
 ※振込までは請求から**1.5ヶ月程度**かかります。
 （書類に不備があった場合、不備解消から1.5か月程度となります。詳細は下部参照）
 振込額や振込日は振込直前に基金から送付するご案内書面でご確認ください。

💰 脱退一時金のお支払い時期について





脱退一時金のお支払いは、下記の3つの条件がすべてそろった時点から**1.5ヶ月程度**かかります。（書類に不備がない場合）

1. 資格喪失日を経過
2. 事業所さまからの「資格喪失届」が到着
3. 資格喪失者さまからの「給付請求」が到着



脱退一時金の受取方法について

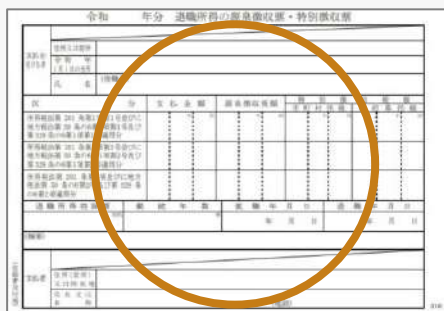
脱退一時金には下記の受取り方法があります。詳細は、はぐくみ企業年金ホームページをご確認ください。

受取方法	説明	請求時に必要な書類
 脱退一時金受取	積み立てたお金を全額受け取る	1. 本人確認書類 ※1 2. 通帳の写し 3. (退職所得の源泉徴収票) ※2 4. (一時金受取のための給付書類一式) ※3
 繰下げ	積み立てたお金を受け取らず、復職時に積み立てを再開 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;">  休職・休業で資格喪失された方のみ選択できます。 事業所さまへ繰下げを選択した旨をお伝えください。 </div>	1. (繰下げ申出書) ※3
 移換	積み立てたお金を他制度へ移す <移換できる制度> ・個人型確定拠出年金 (iDeCo) ・転職先の企業型確定拠出年金 (企業型DC) ★ ・転職先の確定給付企業年金 (DB)★ ・企業年金連合会 ★は移換先の制度が受け入れ可能な場合に限る	1. 本人確認書類 ※1 2. 移換先から入手の「移換申出書」 ただし、企業年金連合会移換の場合は不要 3. (脱退一時金の受取方法選択書) ※3

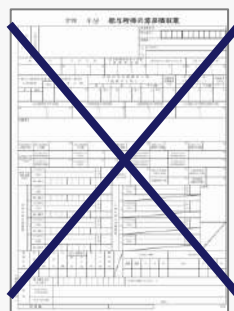
※1 運転免許証の表裏、マイナンバーカードの表面、住民票、戸籍抄本、パスポート、在留カードのいずれか

※2 脱退一時金受取を希望する方のうち、はぐくみ企業年金の他に退職金を受け取った方は、給付請求時に「退職所得の源泉徴収票」が必要です。必要なものは「退職所得」の源泉徴収票です。「給与所得」の源泉徴収票ではございませんのでご注意ください。

○ 退職所得の源泉徴収票






× 給与所得の源泉徴収票



※3 書面郵送手続きの場合に必要な書類です。オンライン手続きの場合は不要ですのでご注意ください。

⚠️ ご注意いただきたいこと

-  **Check** 引越しの予定がある方は、**郵便局へ転居届(郵便物の転送のための届出)のご提出**をお願いします。
-  **Check** 休業・休職時に繰下げを選択し、その後復職せず退職される場合は、別途書面郵送手続きが必要です。基金事務局までご連絡ください。
-  **Check** 個人情報保護のため、脱退一時金の振込日や振込額についてのお問い合わせにはお答えできません。振込直前に振込日等を記載したご案内書面をお送りしますので、そちらでご確認をお願いします。